

## 日本畜産学会名誉会員推薦規程

第1条 細則第29条第2項により本規程を設ける。

第2条 名誉会員の推薦に関する事項は、定款第5条第4号に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 名誉会員の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることを原則とする。

- (1) 正会員として30年以上本学会に所属し、役員または常置委員会委員等として、学会の発展に寄与し、学術上の功績顕著な70歳以上の正会員とする。ただし、理事長及び副理事長経験者は65歳以上とする。
- (2) 来日して、本学会が直接関与する講演会、シンポジウムなどにおける講演経験者、あるいは多数の日本人留学生の指導に尽くすなど、わが国畜産学術の発展に寄与した55歳以上の外国人とする。

第4条 名誉会員候補者の総会への推薦方法は次の各号による。

- (1) 名誉会員候補者の名簿は、それぞれの業績概要を付して、常務理事が作成の上、理事会に提出する。
- (2) 外国人の名誉会員候補者については、正会員が理事長を経由して理事会に提出するものとする。ただし、提出に当たっては、3以上の大学または研究機関等にわたる5名以上の正会員の同意を必要とする。

附 則 本規程は、2013年6月29日に改正し、公益社団法人日本畜産学会定款が施行された日（2012年10月1日）から施行する。

2 旧定款に基づく会長、副会長についてはこれを理事長、副理事長と同等に考慮するものとし、評議員、代議員についてはこれを常置委員会委員と同等に考慮するものとする。

1987年 4月 1日 施 行  
2004年 1月 31日 改 正  
2006年 10月 28日 改 正  
2013年 6月 29日 改 正  
2015年 6月 27日 改 正  
2015年 9月 10日 改 正

## 日本畜産学会功労会員推薦規程

第1条 細則第31条第2項により本規程を設ける。

第2条 功労会員の推薦に関する事項は、定款第5条第5号に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 功労会員の資格は、次の各項に該当するものであることを原則とする。

- (1) 正会員または学生会員として通算40年以上本学会に所属した70歳以上の正会員であること。
- (2) 畜産学・畜産業の発展に、著しい貢献のあった70歳以上の正会員。

第4条 功労会員候補者の名簿は、常務理事が作成の上、理事会に提出する。

附 則 本規程は、2013年6月29日に改正し、公益社団法人日本畜産学会定款が施行された日（2012年10月1日）から施行する。

2003年9月24日	制	定
2003年6月5日	施	行
2013年6月29日	改	正
2015年6月27日	改	正